

目的 家族の年次変化の基礎データである国勢調査の開始年が大正9(1920)年である。本報告目的の第一は、重要な比較年次である大正9年における〈家族問題としての離婚〉事例を明らかにすることである。第二は、法制度(民法)改革以前の、いわゆる「家」制度下における〈離婚〉事例を通して、「家」と家族(特に妻である婦人)との関わりを知ることである。

資料 大正9年1月1日～12月31日に至る1年間の読売新聞婦人欄掲載の「身上相談」(371例)、及び「法律相談」(196例)である。紙上身上相談は当時の活きた庶民家族の日常性を示す有効データであると考えたからである。

結果 離婚の動向を示すよりよい指標とされる特殊離婚率(有配偶女子人口1,000人あたりの離婚率)をみると、1920年は1980年より高い離婚率を示す。良妻賢母教育に基づいた妻像からは説明し難い実状である。この高離婚率の背後には、夫および婚家による「追い出し離婚」が存在したと考えざるを得ない。〈夫婦〉に関する身上相談46件中、夫側からの追い出し離婚に関する相談が8件と、夫の浮気12件に次いで多い。貞操観の壁も追われた妻たちの前にはあった。「辛抱するより外ありません」とする回答の多い中に、「時勢も進んだから訴訟にも勝てます」とする回答もあり、回答分析を通して当時の良識についても考察したい。

| 身上相談の訴えの内容 (夫婦) | 件    |   |
|-----------------|------|---|
| 夫の浮気            | 12   |   |
| 夫からの一方的離婚       | 8    |   |
| 妻の過去・不貞         | 7    |   |
| 相手に対する不満        | 妻が夫に | 5 |
|                 | 夫が妻に | 3 |
| 親族の圧力           | 5    |   |
| 貧困・妻の身売り        | 2    |   |
| その他             | 4    |   |